

周南市国民保護計画の変更について

別紙のとおり周南市国民保護計画を変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第8項において準用する同条第6項の規定により市議会に報告する。

令和4年11月30日 提出

周南市長 藤 井 律 子

(別 紙)

- 1 平成29年5月変更
  - ・組織改編に伴う名称の変更及び統計の変更、誤記の修正
- 2 平成30年5月変更
  - ・国の基本方針及び県計画の変更に伴うもの
  - ・組織改編に伴う名称の変更及び誤記の修正
- 3 令和4年11月変更

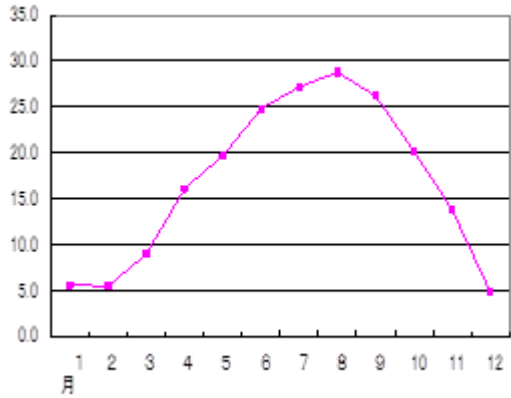
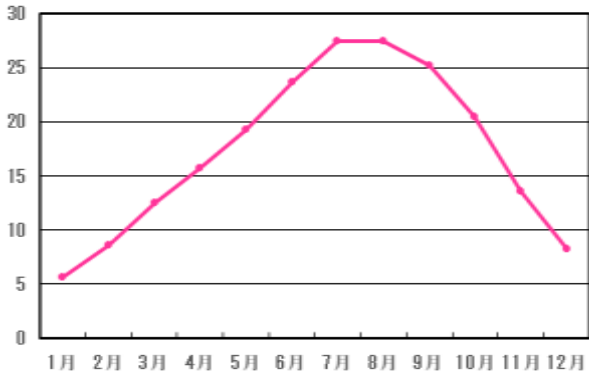
変更前	変更後																		
第1編 総論 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等 (略) 1・2 (略) 3 用語の意義 この計画で使用する用語等の意義は次のとおり。 (1) (略) (2) 機関名等	第1編 総論 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等 (略) 1・2 (略) 3 用語の意義 この計画で使用する用語等の意義は次のとおり。 (1) (略) (2) 機関名等																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">用語等</th> <th style="width: 55%;">意義</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定行政機関</td> <td>事態対処法第2条第4号の規定による機関</td> <td>対処措置を実施する国の中央行政機関</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語等	意義	備考	指定行政機関	事態対処法第2条第4号の規定による機関	対処措置を実施する国の中央行政機関	(略)			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">用語等</th> <th style="width: 55%;">意義</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定行政機関</td> <td>事態対処法第2条第5号の規定による機関</td> <td>対処措置を実施する国の中央行政機関</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語等	意義	備考	指定行政機関	事態対処法第2条第5号の規定による機関	対処措置を実施する国の中央行政機関	(略)		
用語等	意義	備考																	
指定行政機関	事態対処法第2条第4号の規定による機関	対処措置を実施する国の中央行政機関																	
(略)																			
用語等	意義	備考																	
指定行政機関	事態対処法第2条第5号の規定による機関	対処措置を実施する国の中央行政機関																	
(略)																			
(3) 武力攻撃関連 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">用語等</th> <th style="width: 55%;">意義</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>緊急対処事態</td> <td>武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行</td> <td>事態対処法第2条</td> </tr> </tbody> </table>	用語等	意義	備考	(略)			緊急対処事態	武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行	事態対処法第2条	(3) 武力攻撃関連 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">用語等</th> <th style="width: 55%;">意義</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>緊急対処事態</td> <td>武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行</td> <td>事態対処法第2条</td> </tr> </tbody> </table>	用語等	意義	備考	(略)			緊急対処事態	武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行	事態対処法第2条
用語等	意義	備考																	
(略)																			
緊急対処事態	武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行	事態対処法第2条																	
用語等	意義	備考																	
(略)																			
緊急対処事態	武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行	事態対処法第2条																	

変更前

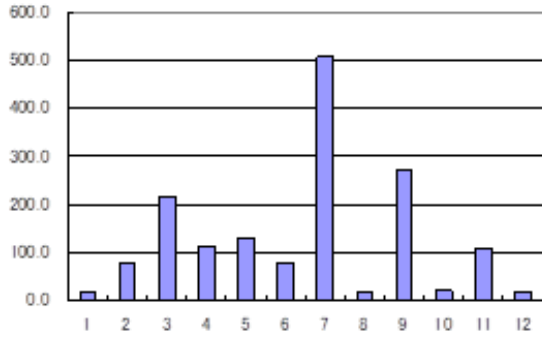
	為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの	
(略)		
(4) 国民保護措置関連		
用語等	意義	備考
(略)		
緊急対処保護措置	緊急処理事態対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が第183条において準用するこの法律の規定に基づいて実施する事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置（緊急処理事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）	法第172条
(略)		
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の	法第79条

変更後

	為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの	
(略)		
(4) 国民保護措置関連		
用語等	意義	備考
(略)		
緊急対処保護措置	緊急処理事態対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が第183条において準用するこの法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第3項第2号に掲げる措置（緊急処理事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）	法第172条
(略)		
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の	法第79条

変更前		変更後	
	保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材		保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材
(略)		<u>救援物資</u>	<u>救援の実施に必要な物資</u> (医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資)
(略)		法第81条では「物資」	
4 (略)		4 (略)	
<p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 気候</p> <p>周防山地以南は温暖少雨の瀬戸内型であり、その以北は内陸高地型に属し、冬は降雪量も比較的多い。</p> <p>周南市の月別平均気温 (2005年)</p> 		<p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 気候</p> <p>周防山地以南は温暖少雨の瀬戸内型であり、その以北は内陸高地型に属し、冬は降雪量も比較的多い。</p> <p>周南市の月別平均気温 (2021年)</p> 	
<p>周南市の月別降水量 (2005年)</p>		<p>周南市の月別降水量 (2021年)</p>	

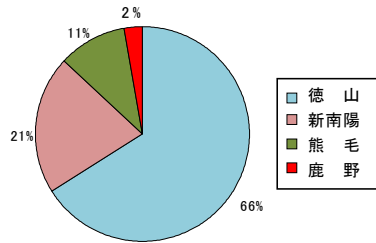
変更前



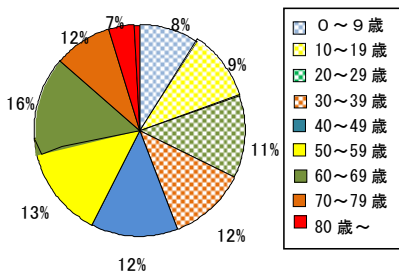
(3) 人口分布

人口は、市街地（岐山地区、関門地区、中央地区、今宿地区、富田地区等）に集中しており、山村部や漁村部では過疎化・高齢化が進んでいる。

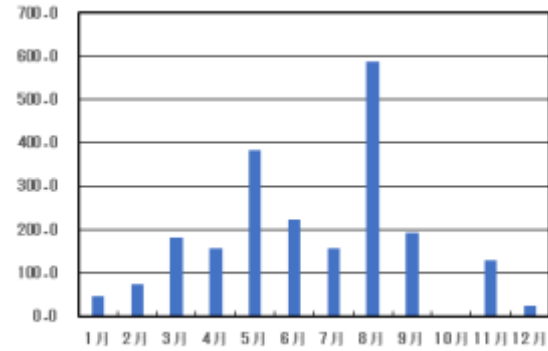
周南市の地域別人口（2013年）



周南市の年齢別人口（2013年）



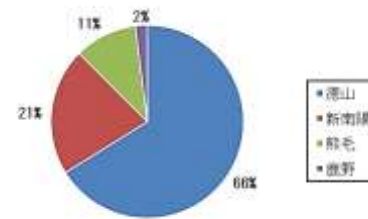
変更後



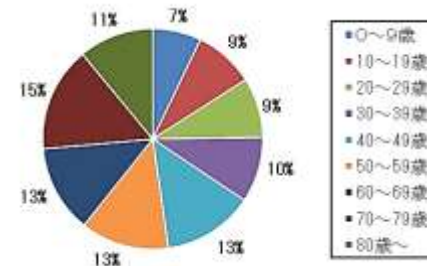
(3) 人口分布

人口は、市街地（岐山地区、関門地区、中央地区、今宿地区、富田地区等）に集中しており、山村部や漁村部では過疎化・高齢化が進んでいる。

周南市の地域別人口（2021年）



周南市の年齢別人口（2021年）



変更前	変更後												
<p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) <u>その他</u></p> <p style="text-align: center;">臨海部には、石油、化学、鉄鋼等の基礎素材型製造業を中心とした全国有数のコンビナートが展開し、大量の可燃物有毒物等危険物の取扱も多く、石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。</p> <p>第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第1 市における組織・体制の整備 (略)</p> <p>1 市の各部局における平素の業務 市の各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。 【市の各部局における平素の業務】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部局名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>行政管理部</u> <u>政策推進部</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部局名	平素の業務	<u>行政管理部</u> <u>政策推進部</u>	(略)	(略)		<p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) <u>国民保護に及ぼす本市の地域特性</u> <u>特性①有人離島が存在</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島名 <u>大津島</u></li> <li>・人口 <u>203人 (R4.3.31)</u></li> <li>・本土との距離 <u>約10km</u></li> <li>・離島航路 <u>所要時間30分、フェリー総トン数145トン、旅客定員200名</u></li> </ul> <p><u>特性②臨海部に石油コンビナートが存在</u></p> <p style="text-align: center;">臨海部には、石油、化学、鉄鋼等の基礎素材型製造業を中心とした全国有数のコンビナートが展開し、大量の可燃物有毒物等危険物の取扱も多く、石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。</p> <p>第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第1 市における組織・体制の整備 (略)</p> <p>1 市の各部局における平素の業務 市の各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。 【市の各部局における平素の業務】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部局名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>総務部</u> <u>企画部</u> <u>シティネットワーク推進部</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部局名	平素の業務	<u>総務部</u> <u>企画部</u> <u>シティネットワーク推進部</u>	(略)	(略)	
部局名	平素の業務												
<u>行政管理部</u> <u>政策推進部</u>	(略)												
(略)													
部局名	平素の業務												
<u>総務部</u> <u>企画部</u> <u>シティネットワーク推進部</u>	(略)												
(略)													

変更前

変更後

<u>福祉医療部</u>	(略)
<u>こども健康部</u>	
<u>経済産業部</u>	(略)
(略)	
<u>都市整備部</u>	(略)
<u>中心市街地整備部</u>	
<u>競艇事業局</u>	・ <u>競艇場施設</u> の保安対策に関する こと
(略)	

<u>こども・福祉部</u>	(略)
<u>健康医療部</u>	
<u>産業振興部</u>	(略)
(略)	
<u>都市整備部</u>	(略)
<u>ボートレース事業局</u>	・ <u>ボートレース施設</u> の保安対策に 関すること
(略)	

2 市職員の参集基準等

2 市職員の参集基準等

(1)・(2) (略)

(1)・(2) (略)

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【事態レベルに応じた市の体制、職員参集】

【事態レベルに応じた市の体制、職員参集】

事態レベル	体制	参集職員
I	(略)	
II	緊急事態連絡室設置	市長、副市長、 <u>行政管理部長</u> 、 <u>消防本部消防長</u> その他市長が指名する部局長、部局長の判断に基づく部局関係職員、防災危機管理課職員
III	(略)	

事態レベル	体制	参集職員
I	(略)	
II	緊急事態連絡室設置	市長、副市長、 <u>防災危機管理監</u> 、 <u>総務部長</u> 、 <u>消防本部消防長</u> その他市長が指名する部局長、部局長の判断に基づく部局関係職員、防災危機管理課職員
III	(略)	

【事態レベルの判断基準】 (略)

【事態レベルの判断基準】 (略)

変更前

- (4) (略)
- (5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応
- 市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。
- なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。
- 【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

国民保護対策本部	名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）
本部長	市長	副市長	<u>行政管理部長</u>
副本部長	副市長	<u>行政管理部長</u>	<u>政策推進部長</u>
本部員	(略)	(略)	(略)
	モータースポーツ競走事業管理者	<u>競艇事業局次長</u>	<u>競艇事業課長</u>
	<u>政策推進部長</u>	<u>政策推進部次長</u>	<u>企画課長</u>
	<u>行政管理部長</u>	<u>行政管理部次長</u>	<u>行政管理課長</u>
	財政部長	財政部次長	<u>課税課長</u>

変更後

- (4) (略)
- (5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応
- 市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。
- なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。
- 【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

国民保護対策本部	名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）
本部長	市長	副市長	<u>防災危機管理監</u>
副本部長	副市長	<u>防災危機管理監</u>	<u>防災危機管理課長</u>
<u>防災危機管理監</u>	<u>防災危機管理監</u>	<u>防災危機管理課長</u>	<u>防災危機管理課長補佐</u>
本部員	(略)	(略)	(略)
	モータースポーツ競走事業管理者	<u>ホートレース事業局次長</u>	<u>ホートレース管理課長</u>
	<u>総務部長</u>	<u>総務部次長</u>	<u>総務課長</u>
	<u>企画部長</u>	<u>企画部次長</u>	<u>企画課長</u>
	財政部長	財政部次長	<u>財政課長</u>



変更前

変更後

					<u>シティネットワーク推進部長</u>	<u>シティネットワーク推進部次長</u>	<u>シティプロモーション課長</u>
地域振興部長	地域振興部次長	<u>観光交流課長</u>			地域振興部長	地域振興部次長	<u>地域づくり推進課長</u>
環境生活部長	環境生活部次長	<u>リサイクル推進課長</u>			環境生活部長	環境生活部次長	<u>環境政策課長</u>
<u>福祉医療部長</u>	<u>福祉医療部次長</u>	<u>高齢者支援課長</u>			<u>こども・福祉部長</u>	<u>こども・福祉部次長</u>	<u>地域福祉課長</u>
<u>こども健康部長</u>	<u>こども健康部次長</u>	<u>保育幼稚園課長</u>			<u>こども局長</u>	<u>こども支援課長</u>	<u>こども支援課長補佐</u>
					<u>健康医療部長</u>	<u>健康医療部次長</u>	<u>健康づくり推進課長</u>
<u>経済産業部長</u>	<u>経済産業部次長</u>	<u>農林課長</u>			<u>産業振興部長</u>	<u>産業振興部次長</u>	<u>商工振興課長</u>
建設部長	建設部次長	<u>建設部次長</u>			建設部長	建設部次長	<u>道路課長</u>
都市整備部長	都市整備部次長	<u>建築指導課長</u>			都市整備部長	都市整備部次長	<u>都市政策課長</u>
					<u>教育部長</u>	<u>教育部次長</u>	<u>教育政策課長</u>
<u>中心市街地整備部長</u>	<u>中心市街地整備課長</u>	<u>中心市街地整備課主幹</u>					
<u>議会事務局長</u>	<u>議会事務局次長</u>	<u>議会事務局次長補佐</u>			<u>消防長</u>	<u>消防本部次長</u>	<u>消防総務課長</u>
<u>消防長</u>	<u>消防本部次長</u>	<u>消防総務課長</u>			<u>上下水道局副局長</u>	<u>上下水道局次長</u>	<u>上下水道局総務課長</u>
光地区消防組	光地区消防組	光地区消防組			<u>議会事務局長</u>	<u>議会事務局次長</u>	<u>議会事務局次長補佐</u>
					光地区消防組	光地区消防組	光地区消防組

変更前

	合消防本部消 防長 (略)	合消防本部次 長 (略)	合消防本部総 務課長 (略)
--	---------------------	--------------------	----------------------

(6)・(7) (略)

3 消防機関の体制

(1) (略)

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 (略)

第2 関係機関との連携体制の整備

1～3 (略)

4 指定公共機関等との連携

(1) (略)

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

変更後

	合消防本部消 防長 (略)	合消防本部次 長 (略)	合消防本部総 務課長 (略)
--	---------------------	--------------------	----------------------

(6)・(7) (略)

3 消防機関の体制

(1) (略)

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への入団促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 (略)

第2 関係機関との連携体制の整備

1～3 (略)

4 指定公共機関等との連携

(1) (略)

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

変更前

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) (略)

5 (略)

第3 (略)

第4 情報収集・提供等の体制整備

1・2 (略)

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】 (略)

(2)・(3) (略)

4 (略)

第5 (略)

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

1～5 (略)

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

変更後

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(公財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) (略)

5 (略)

第3 (略)

第4 情報収集・提供等の体制整備

1・2 (略)

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号により収集を行い、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】 (略)

(2)・(3) (略)

4 (略)

第5 (略)

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

1～5 (略)

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

変更前					変更後				
<p>市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに県との連絡態勢を整備する。</p> <p>また、市は「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。</p> <p>※【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】</p>					<p>市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに県との連絡態勢を整備する。</p> <p>また、市は「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。</p> <p>※【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】</p>				
国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	県関係課	国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	県関係課
第27条	(略)				第27条	(略)			
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	<u>生活安全課</u>		3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	<u>生活衛生課</u>
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	<u>交通運輸対策室</u>		4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	<u>交通政策課</u>
	(略)					(略)			
	9号	ダム	国土交通省	<u>河川開発課</u> <u>農村整備課</u> <u>企業局総務課</u>		9号	ダム	国土交通省	<u>河川課</u> <u>農村整備課</u> <u>企業局総務課</u>
(略)					(略)				
(2)	(略)				(2)	(略)			
<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>(略)</p>					<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>(略)</p>				

変更前

1 市緊急事態連絡室（仮称）の設置

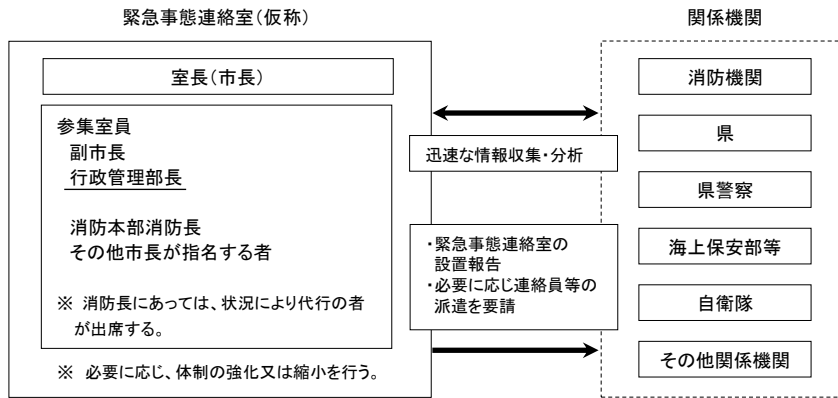
(1) (略)

I・II (略)

(2) 廃止基準

I～IV (略)

※周南市緊急事態連絡室（仮称）の構成等（イメージ）



変更後

1 市緊急事態連絡室（仮称）の設置及び初動措置

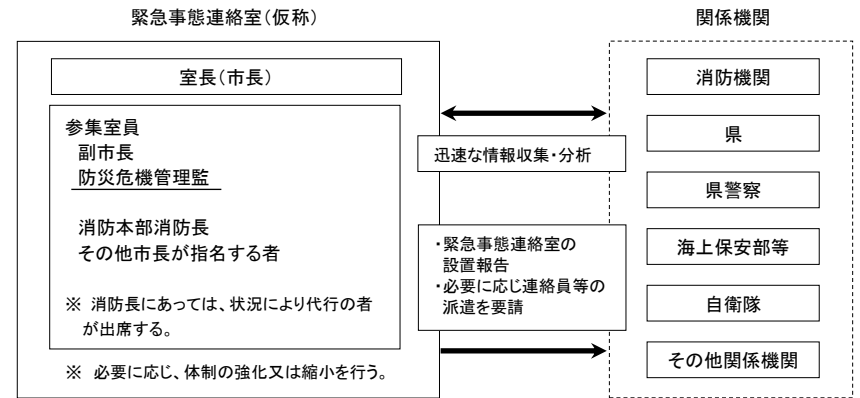
(1) (略)

①・② (略)

(2) 廃止基準

①～④ (略)

※周南市緊急事態連絡室（仮称）の構成等（イメージ）



① 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

② 「緊急事態連絡室（仮称）」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室（仮称）を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室（仮称）は、迅速な情報の

変更前	変更後
<p><u>収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(1) 市対策本部の設置の手順</p>	<p>(3) <u>設置場所</u></p> <p><u>緊急事態連絡室（仮称）は、原則として市本庁舎庁議室に設置する。</u></p> <p>(4) <u>緊急事態連絡室（仮称）の連絡</u></p> <p><u>緊急事態連絡室（仮称）を設置したときは関係機関にその旨連絡し、報道発表する。</u></p> <p>① <u>住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。</u></p> <p><u>消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。</u></p> <p>② <u>「緊急事態連絡室（仮称）」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室（仮称）を設置した旨について、県に連絡を行う。</u></p> <p><u>この場合、緊急事態連絡室（仮称）は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(1) 市対策本部の設置の手順</p>

変更前

①・② (略)

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、連絡網等により、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市本庁舎第2応接室に市対策本部を開設するとともに、必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

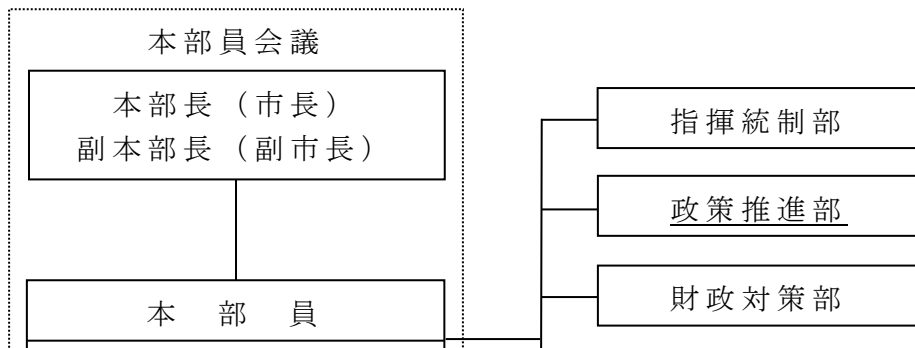
市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤・⑥ (略)

(2) (略)

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。



変更後

①・② (略)

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網により、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市本庁舎庁議室に市対策本部を開設するとともに、必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

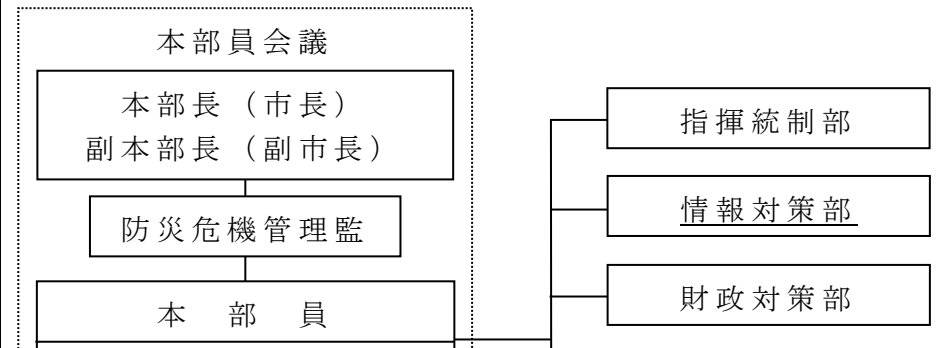
市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤・⑥ (略)

(2) (略)

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。



変更前

変更後

教 育 長  
 上下水道事業管理者  
 モーターボート競走事業管理者  
政策推進部長  
行政管理部長  
 財政部長  
  
 地域振興部長  
 環境生活部長  
 福祉医療部長  
  
こども健康部長  
経済産業部長  
 建設部長  
 都市整備部長  
中心市街地整備部長  
 上下水道局副局長  
 教育部長  
 消防長  
 議会事務局長  
 光地区消防組合消防本部消防長  
 新南陽総合支所長  
 熊毛総合支所長  
 鹿野総合支所長

- 地域振興対策部
- 環境生活対策部
- 災害救助部
- 経済対策部
- 土木対策部
- 上下水道対策部
- 競艇対策部
- 文教対策部
- 応援協力部
- 警防部
- 熊毛警防部
- 新南陽対策部
- 熊毛対策部
- 鹿野対策部

教 育 長  
 上下水道事業管理者  
 モーターボート競走事業管理者  
総務部長  
企画部長  
 財政部長  
シティネットワーク推進部長  
 地域振興部長  
 環境生活部長  
こども・福祉部長  
こども局長  
健康医療部長  
産業振興部長  
 建設部長  
 都市整備部長  
  
 上下水道局副局長  
 教育部長  
 消防長  
 議会事務局長  
 光地区消防組合消防本部消防長  
 新南陽総合支所長  
 熊毛総合支所長  
 鹿野総合支所長

- 地域振興対策部
- 環境生活対策部
- 災害救助部
- 経済対策部
- 土木対策部
- 上下水道対策部
- 競艇対策部
- 文教対策部
- 応援協力部
- 警防部
- 熊毛警防部
- 新南陽対策部
- 熊毛対策部
- 鹿野対策部



変更前

班の編成及び所掌事務  
各対策部の編成及び所掌事務は、次のとおりとする。

部 (部長)	班 (班長)	担当課	班の所掌事務
指揮統制部 ( <u>行政管理部長</u> )	本部班 (防災危機管理課長)	<u>防災危機管理課、行政管理課、人事課、情報管理課、庁舎建設課及び応援班</u>	(略)
<u>政策推進部</u> ( <u>政策推進部長</u> )	情報提供班 (広報戦略課長：広報責任者)	広報戦略課	(略)
	(略)		
	第1応援班 (企画課長)	<u>企画課、施設マネジメント課</u>	
(略)			
地域振興対策部 ( <u>地域振興部長</u> )	(略)		
	市民生活班 (地域づくり推進課長)	<u>地域づくり推進課、観光交流課</u>	

変更後

班の編成及び所掌事務  
各対策部の編成及び所掌事務は、次のとおりとする。

部 (部長)	班 (班長)	担当課	班の所掌事務
指揮統制部 ( <u>総務部長</u> )	本部班 (防災危機管理課長)	<u>防災危機管理課</u> <u>総務課</u> <u>法務コンプライアンス課</u> <u>人事課</u> <u>応援班</u>	(略)
<u>情報対策部</u> ( <u>企画部長</u> ) ( <u>シティネットワーク推進部長</u> )	情報提供班 (広報戦略課長：広報責任者)	広報戦略課 <u>スマートシティ推進課</u> <u>市民の声を聞く課</u> <u>シティプロモーション課</u>	(略)
	(略)		
	第1応援班 (企画課長)	<u>企画課</u> <u>施設マネジメント課</u>	
(略)			
地域振興対策部 ( <u>地域振興部長</u> )	(略)		
	市民生活班 (地域づくり推進課長)	<u>地域づくり推進課</u> <u>観光交流課</u>	

変更前

環境生活対策部 (環境生活部長)	(略)		
	生活安全班 (生活安全課長)	生活安全課 ( <u>市民相談センター</u> 、 <u>消費生活センター</u> )	(略)
	(略)		
	第3応援班 (市民課長)	市民課 <u>保険年金課</u>	(略)
災害救助部	(略)		

変更後

	動物園班 (動物園長)	動物園	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 動物園施設及び施設内における被害状況調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>2 来場者の安全確保及び避難対策に関すること。</li> <li>3 動物園施設の応急対策に関すること。</li> </ol>
環境生活対策部 (環境生活部長)	(略)		
	生活安全班 (生活安全課長)	生活安全課 ( <u>市民相談センター</u> ) <u>(消費生活センター)</u>	
	(略)		
	第3応援班 (市民課長)	市民課	(略)
災害救助部	(略)		

変更前				変更後				
<u>（福祉医療部長）</u> <u>（副：こども健康部長）</u>	<u>次世代支援班</u> <u>（次世代支援課長）</u>	<u>次世代支援課</u> <u>保育幼稚園課</u>	（略）	<u>（こども・福祉部長）</u> <u>（こども局長）</u> <u>（健康医療部長）</u>	<u>次世代政策班</u> <u>（次世代政策課長）</u>	<u>次世代政策課</u> <u>こども支援課</u>	（略）	
	（略）				（略）			
	地域医療班 （地域医療課長）	（略）			地域医療班 （地域医療課長）	（略）		第4応援班 （保険年金課長）
<u>経済対策部</u> <u>（経済産業部長）</u>	（略）			<u>経済対策部</u> <u>（産業振興部長）</u>	（略）			
	地方卸売市場班 （地方卸売市場長）	（略）			地方卸売市場班 （地方卸売市場長）	（略）		

変更前				変更後			
	動物園班 (動物園長)	動物園	1 動物園施設及び施設内における被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 来場者の安全確保及び避難対策に関すること。 3 動物園施設の応急対策に関すること。		第5応援班 (中心市街地活性化推進課長)	中心市街地活性化推進課	1 他部、部内各班の応援に関すること。
土木対策部 (建設部長) (副:都市整備部長) (副:中心市街地整備部長)	(略)			(略)			
	<u>区画整理班</u> ( <u>区画整理課長</u> ) ( <u>新南陽分室長</u> )	<u>区画整理課</u> <u>新南陽分室</u>	(略)	<u>土木対策部</u> ( <u>建設部長</u> ) ( <u>都市整備部長</u> )	<u>市街地整備班</u> ( <u>市街地整備課長</u> )	<u>市街地整備課</u>	(略)
	都市政策班 (都市政策課長)	都市政策課	(略)	都市政策班 (都市政策課長) ( <u>公共交通対策課長</u> )	都市政策課 <u>公共交通対策課</u>	(略)	

変更前				変更後			
	第4応援班 (中心市街地整備課長)	中心市街地整備課 再開発推進課	(略)				
(略)				(略)			
競艇対策部 (モーターボート競走事業管理者)	競艇班 (競艇管理課長)	競艇管理課 競艇事業課	(略)	競艇対策部 (モーターボート競走事業管理者)	競艇班 (ボートレース管理課長)	ボートレース管理課 ボートレース事業課	(略)
(略)				(略)			
応援協力部 (議会事務局長)	第5応援班 (議会事務局次長)	議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局	(略)	応援協力部 (議会事務局長)	第6応援班 (議会事務局次長)	議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局	(略)
警防部 (消防長)	(略)			警防部 (消防長)	(略)		
	警防班 (警防課長)	警防課	1～3 (略) 4 <u>避難勧告、指示</u> に関する こと。 5～7 (略)		警防班 (警防課長)	警防課	1～3 (略) 4 <u>避難情報</u> <u>等</u> に関する こと。 5～7 (略)
	通信班 ( <u>指令室</u> 長)	<u>指令室</u>	(略)		通信班 ( <u>指令室</u> 長)	<u>指令課</u>	(略)
(略)				(略)			

変更前				変更後			
	消防班 (各消防署 長)	各消防署	1・2 (略) 3 <u>避難勸 告、指示時 の避難の誘 導に関する こと。</u> 4～6 (略)		消防班 (各消防署 長)	各消防署	1・2 (略) 3 <u>避難情報 等発令時の 避難の誘導 に関するこ と。</u> 4～6 (略)
熊毛警防部 (光地区消 防組合消 防本部消 防長)	(略)			熊毛警防部 (光地区消 防組合消 防本部消 防長)	(略)		
	警防班 (警防課 長)	警防課	熊毛地域の 1・2 (略) 3 <u>避難勸 告、指示に 関すること。</u> 4・5 (略)		警防班 (警防課 長)	警防課	熊毛地域の 1・2 (略) 3 <u>避難情報 等に関する こと。</u> 4・5 (略)
	(略)				(略)		
	消防班 ( <u>北消防署 長</u> )	<u>北消防署</u>	(略)		消防班 ( <u>中央消防 署北出張所 長</u> )	<u>中央消防署北出 張所</u>	(略)
新南陽対策 部 (新南陽総 合支所 長)	(略)			新南陽対策 部 (新南陽総 合支所 長)	(略)		
	市民生活班 ( <u>市民生活 課長</u> )	市民生活課 (市民相談室)	1～12 (略)		市民生活・ 救助班 ( <u>市民福祉 課長</u> )	市民福祉課 (市民相談室)	1～12 (略)
	救助班 (健康福祉 課長)	健康福祉課	1～11 (略)				13 <u>災害救助 部要支援者 対策班、救 助班との連</u>

変更前				変更後			
							<u>携に関する</u> <u>こと。</u> 14 <u>災害時要</u> <u>支援者の被</u> <u>害状況の調</u> <u>査及び避難</u> <u>所への保護</u> <u>に関するこ</u> <u>と。</u> 15 <u>福祉施設</u> <u>入所者の避</u> <u>難に関する</u> <u>こと。</u> 16 <u>災害時要</u> <u>支援被災者</u> <u>の受入れの</u> <u>ための各施</u> <u>設との連絡</u> <u>調整に関す</u> <u>ること。</u> 17 <u>福祉施設</u> <u>の被害状況</u> <u>調査及び応</u> <u>急復旧に関</u> <u>すること。</u> 18 <u>災害救助</u> <u>法関係の適</u> <u>用処理に関</u>

変更前				変更後			
							<p>すること。</p> <p><u>19 災害復旧 援護資金の 貸付に關す ること。</u></p> <p><u>20 被災者へ の救援金品 の配布に關 すること。</u></p> <p><u>21 災害弔慰 金及び見舞 金等の支給 に關するこ と。</u></p> <p><u>22 被災者の 移送、収容 保護に關す ること。</u></p> <p><u>23 日本赤十 字社との連 絡調整に關 すること。</u></p>
(略)				(略)			
(4)～(8) (略)				(4)～(8) (略)			
2 (略)				2 (略)			
第4章 警報及び避難の指示等 第1 (略)				第4章 警報及び避難の指示等 第1 (略)			



変更前	変更後
<p>第2章 避難住民の誘導等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 避難住民の誘導</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>～武力攻撃の類型に応じた避難誘導の留意事項～ (略)</p> <p>～基本的な避難の類型～</p> <p>① (略)</p> <p>② 市内避難</p> <p>○避難方法</p> <p>徒歩を原則とする。</p> <p>ただし、次の場合はバス等の借上げ車両（登録自家用車を含む）及び公用車（これらの車両を以下「借上げ車両等」という。）又は、自家用車を補完的に使用する。</p> <p>ア 徒歩による避難が困難である<u>災害時要支援者の避難</u></p> <p>イ (略)</p> <p>③・④ (略)</p> <p>～市の地域特性に応じた避難の方法～ (略)</p>	<p>第2章 避難住民の誘導等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 避難住民の誘導</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>～武力攻撃の類型に応じた避難誘導の留意事項～ (略)</p> <p>～基本的な避難の類型～</p> <p>① (略)</p> <p>② 市内避難</p> <p>○避難方法</p> <p>徒歩を原則とする。</p> <p>ただし、次の場合はバス等の借上げ車両（登録自家用車を含む）及び公用車（これらの車両を以下「借上げ車両等」という。）又は、自家用車を補完的に使用する。</p> <p>ア 徒歩による避難が困難である<u>避難行動要支援者の避難</u></p> <p>イ (略)</p> <p>③・④ (略)</p> <p>～市の地域特性に応じた避難の方法～ (略)</p>
<p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>(略)</p> <p><u>※平成19年度以降は、安否情報システムにより安否情報の収集・整理・照会・回答に対応する予定となっている。</u></p> <p>1～4 (略)</p>	<p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>(略)</p> <p>1～4 (略)</p>
<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第1 (略)</p>	<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第1 (略)</p>

変更前

変更後

第2 応急措置等

1～3 (略)

4 消防に関する措置等

(1)～(3) (略)

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5)～(8) (略)

第3・第4 (略)

第2 応急措置等

1～3 (略)

4 消防に関する措置等

(1)～(3) (略)

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画並びに緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱及び緊急消防援助隊の運用に関する要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5)～(8) (略)

第3・第4 (略)

(参 考)

## 周南市国民保護計画の変更の概要

### 1 周南市国民保護計画の変更について

本市では、武力攻撃や大規模テロ等から、周南市内の全ての人の生命、身体、財産等を守るため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）及び山口県国民保護計画（以下「県計画」という。）に基づき、平成19年2月に周南市国民保護計画（以下「本計画」という。）を策定している。

この度、国の基本指針及び県計画が変更されたこと等に伴い、本計画を変更するものである。

### 2 本計画の変更手続

本計画の変更に当たっては、国民保護法第39条第3項の規定により周南市国民保護協議会に諮問し、山口県に確認の上、市議会に報告し、公表する。

### 3 主な変更の内容

- (1) 国の基本指針及び県計画の変更に伴うもの
- (2) 組織改編に伴う名称の変更、統計の変更、文言の整理等軽微な変更